

新しい d カードへの自動切替に関する特約

この「新しい d カードへの自動切替に関する特約」（以下、「本特約」といいます）は、カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまる d カード（以下、「旧 d カード」といいます）の有効期限の更新に伴い、カード会員番号が「4363」、「5344」又は「5365」からはじまる d カード（以下、「新しい d カード」といいます）にカード会員番号を変更のうえ、有効期限が更新されること（以下、「自動切替」といいます）について、適用される事項を定めたものです。本特約の内容と d カード利用規約（会員規約）（以下、「会員規約」といいます）の内容に齟齬がある場合には、本特約が優先して適用されます。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約に別段の定めのある場合のほかは、会員規約の定めに従います。

記

第 1 条（自動切替）

1. 当社は、会員の d カードサービスの利用状況に鑑み、当社が定める基準に該当した本会員（以下、自動切替の対象として選出された本会員を「自動切替対象会員」といいます）に対して予め自動切替について通知を行い、当社所定の期限までに自動切替対象会員から自動切替を希望しない旨の申出がなされない場合には、自動切替を実施することができるものとします。自動切替対象会員が自動切替での有効期限の更新を希望しない場合には、当社の所定の方法によりその旨を当社へ申し出てください。なお、自動切替にあたっては、当社所定の審査があり、自動切替対象会員は審査の結果、自動切替の対象外となることがあります。
2. 当社は、次の各号の事由がある場合で当社が認めたときは、有効期限の更新にあたって自動切替を実施せず、カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまる d カードにかかる会員規約（以下、「旧 d カード会員規約」といいます）の定めに従い、本会員に対し、各会員用の旧 d カードを再発行します。ただし、旧 d カードに記載された有効期限が 2026 年 4 月以降の場合、次の各号の事由がある場合で当社が認めたときであっても、旧 d カードの再発行は行いません。この場合、当該有効期限の満了をもって d カード契約は終了となります。
 - (1) 前項の審査の結果として自動切替の対象外となる場合等、本会員が自動切替の対象外となるとき
 - (2) 自動切替対象会員が当社所定の期限までに自動切替について当社へ希望しない旨の申出をしたとき

第 2 条（継続的利用代金の支払手段のカード会員番号等の変更手続き）

1. 自動切替が実施された場合、会員のカード会員番号及びその有効期限等の券面情報は、家族カード及び ETC カードを含め全て変更されます。通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の支払手段として d カードサービスを利用している場合は、会員は自らの責任において、会員のカード会員番号及びその有効期限等を加盟店に対し通知する等、必要な手続きを行うものとします。なお、会員には、当社所定の一部の加盟店（加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジットカード会社等の、当社以外の法人等を経由する場合があります。）に対して、当社が会員に代わって、自動切替によって変更されたカード番号、その有効期限等の変更内容及び d カードサービスの利用可否に関する情報を通知することをあらかじめご承諾いただきます（なお、会員番号、有効期限等の加盟店に対する通知を当社が行うことを保証するものではありません。）。
2. ETC カードを利用する会員は、自動切替により新しい d カードの ETC カード（以下、「新しい ETC カード」といいます）を受領したときは、速やかに車載器のカードを新しい ETC カードへ差し替えて、確実に挿入されていることを確認してください。ETC に関連する割引サービス等を利用する会員は、ETC カード特約の定めに従い、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとします。会員番号が変更となった ETC カードについては、道路事業者所定の変更手続きが完了するまでの間、ETC カードの利用が割引（ETC マイレージサービスのポイント付与を含みます）対象となりません。
3. 新しい d カードで、ケータイ iD、又は当社が別途定める「d カード Apple Pay 特約」で定義する「Apple Pay」（以下、「Apple Pay」といいます）を利用する会員は、当社指定アプリを利用して、登録されている旧 d カードのカード情報を削除の上、新しい d カードのカード情報の登録を行う必要があります。なお、従前の旧 d カードのカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービス又は Apple Pay を利用された場合でも、旧 d カードの d カード利用代金は、旧 d カード会員規約に基づき本会員にお支払いいただきます。

第 3 条(旧 d カードの利用制限)

1. 自動切替にかかる当社所定の審査承認後、会員の旧 d カードでは、次の各号に定める d カードサービスの利用が制限されます。
 - (1) 加盟店店頭での随時リボルビング払い、分割払い、2 回払い、及びボーナス払い
 - (2) ショッピング利用代金の事後リボルビング払い（あとからリボ）、自動リボルビング払い（こえたらリボ）、及びあとから分割払いへの変更
 - (3) キャッシングサービス
2. 自動切替が実施された場合、会員の旧 d カードは、d カードに記載された有効期限月の 1 日以降、順次ご利用できなくなります。自動切替により新しい d カードを受領したときは、従前の旧 d カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分してください（た

だし、旧 d カードで決済が完了している将来の日付での商品の受取、役務の利用等が存在する場合は、商品の受取、役務の利用等に際し、旧 d カードが必要となる場合があるため、商品の受取、役務の利用等完了後に処分してください。)

第 4 条 (ご利用代金の請求にかかる特約事項)

1. 旧 d カードの d カード利用代金と、新しい d カードの d カード利用代金は会員規約のうちそれぞれのカードに適用される定めに基づきカード毎に請求されます。旧 d カード及び新しい d カードそれぞれでリボルビング払いをご利用の場合 (自動リボルビング払いを設定している場合を含みます)、旧 d カード及び新しい d カードそれぞれのカードで設定したリボルビング払いの毎月の指定支払額が請求されます。そのため、本会員がひと月にお支払いする金額は、旧 d カード及び新しい d カードそれぞれの指定支払額の合算金額になります。本会員は、新しい d カードのご利用前に、必要に応じて会員規約の定めに基づき新しい d カードの自動リボルビング払いの設定又は指定支払額の変更を行ってください。
2. 遅延損害金及び回収事務手数料等、会員規約に定める費用についても、旧 d カード及び新しい d カードそれぞれのカードに適用される会員規約の定めに基づき、カード毎に請求されます。

第 5 条 (リボルビング払いにかかる特約事項)

1. 自動切替の前に、旧 d カードで本会員が自動リボルビング払いを設定していた場合、原則として当社は自動切替で発行する新しい d カードへ設定内容を引き継ぎ、新しい d カードの自動リボルビング払いの設定内容を本会員へ通知します。ただし、本会員が旧 d カードで自動リボルビング払いの設定を変更し、その後に自動切替がなされた場合、設定変更の時期又は内容により、旧 d カードでの自動リボルビング払いの変更内容の反映が遅れること、又は引き継ぐことができないことがあります。本会員は、新しい d カードのご利用前に自動リボルビング払いの設定及び自動リボルビング払いの設定金額を、会員専用サービスサイト等で必ず確認してください。
2. 自動切替の前に、旧 d カードで本会員が自動リボルビング払いの設定をしていなかった場合、新しい d カードのリボルビング払いの指定支払額は旧 d カードにて本会員が設定した金額にかかわらず、一律 1 万円で設定されます。新しい d カードのリボルビング払いの指定支払額を 1 万円から変更したい場合、本会員は会員規約の定めに基づき、変更の手続きを行ってください。
3. 自動切替の前の旧 d カードで、リボルビング払いについて、ボーナス支払月にボーナス増額支払額 (1 万円以上 1 万円単位) を加算した額を弁済金として支払う方法でお支払いしていた場合であっても、新しい d カードには、当該支払い方法を引き継ぐことができません。新しい d カードでも引き続き、リボルビング払いについてボーナス支払月にボーナス増額支払額 (1 万円以上 1 万円単位) を加算した額を弁済金として支払う方法での

お支払いを希望する本会員は、会員規約の定めに基づき手続きを行ってください。

4. 会員が新しい d カードの発行後にリボルビング払いの設定内容を変更する場合、内容に応じて旧 d カード又は新しい d カードのそれぞれについて、それぞれのカードに適用される会員規約の定めに基づき変更手続きを行ってください。

第 6 条（新しい d カードのキャッシングサービスについて）

自動切替により発行された新しい d カードには、キャッシングサービスの利用枠は設定されておりません。会員が新しい d カードでキャッシングサービスの利用を希望する場合、本会員は当社所定の方法により申し込みをしてください。

第 7 条（利用代金明細情報の確認方法等）

1. 利用代金明細情報は、旧 d カードと新しい d カード、それぞれのカード毎に作成され、以下に定める方法で提供します。
 - ・旧 d カード：Member's Menu
 - ・新しい d カード：当社が別途定める「d カード会員専用サービス 利用特約」で定義する d カード会員専用サービス
2. 本特約第 3 条第 2 項の定めに基づき、旧 d カードの d カードサービスが利用できなくなった場合、会員は Member's Menu を利用することができなくなります。なお、旧 d カードの d カードサービスが利用できなくなった時より後に、旧 d カードに関し本会員に通知すべき利用代金明細情報がある場合、当社は本会員の届出住所宛に当該利用代金明細情報にかかる利用代金明細書を送付します。
3. 本会員が旧 d カードにて利用代金明細書の書面送付を希望していた場合、新しい d カードでも引き続き、Web 明細サービスに加えて利用代金明細書を送付いたします。この場合、当社所定の条件に当てはまる場合を除き、会員規約に基づき利用代金明細書発行手数料をお支払いいただきます。新しい d カードにおいて、利用代金明細書の送付を希望しない本会員は、新しい d カード到着後に会員専用サービスサイトより設定変更の手続きを実施してください。なお、旧 d カードと新しい d カードの 2 通のご利用明細書が届く場合であっても、自動切替の審査承認月を起算として 4 か月後の請求処理に基づいて発行されるご利用明細書分までは、発行手数料は 1 通分のみとなります。

第 8 条（届出事項の変更）

会員が新しい d カードの発行後に当社に届け出た事項（氏名、住所、取引目的、職業、勤務先、連絡先、決済口座、ご利用携帯電話番号その他当社指定の事項）を変更する場合には、会員は、旧 d カード及び新しい d カードのそれぞれについて、それぞれのカードに適用される会員規約の定めに基づき変更手続きを行ってください。

第9条（特約の変更及び適用）

1. 本特約の変更については、会員規約の変更及び承認の規定を適用します。
2. 本特約は、会員規約の一部であり、会員が本特約に違反した場合、当社は当該会員の行為を会員規約の違反とみなします。

附則（2024年10月10日）

1. 本規約は、2024年11月30日から適用されるものとします。

附則（2025年10月1日）

1. この改定規約は、2026年4月1日から適用されるものとします。

以上